

2017年（平成29年）3月14日 理事会承認
改訂 2024年（令和6年）3月26日 理事会承認

第二東京弁護士会 物品の購入指針

第1 目的

当会では、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の1つであるという認識のもと、平成21年度より、KES 環境マネジメント・システムを導入し、持続可能な社会の形成に向けて、環境負荷の少ない組織体づくりに取り組んでいる。当指針は、この取り組みの一貫として、環境基本法第8条、同法第9条及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第5条に基づく国民又は事業者としての責務の下、物品のライフサイクルにおける環境、社会の側面に配慮した購入を通じて、資源の有効利用、環境負荷低減等の地球環境の保全及び人権の保障に資すること、並びに持続可能な消費（目標12）をはじめとする持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた行動を促すことを目的としている。

第2 基本方針

1. 物品を購入する前における基本原則

- （1）物品の購入にあたり、必要数を十分に検討し、適正な数量に限り購入する。
- （2）繰り返し利用できる物品は、可能な限り利用した後、新規購入する。

2. 物品を購入する際の基本原則

物品の購入に際しては、下記の環境、社会に配慮された物品を可能な限り優先して購入する。

- （1）グリーン購入法適合又はエコマーク表示のある物品
- （2）物品の一部を差し替えることにより利用可能な場合には当該差し替え物品(部品)
- （3）使い捨てではなく繰り返し利用できる物品
- （4）使用後に生じるごみが少ない物品

3. 当指針は、定期的に内容の見直しを行い、継続的な改善を図るものとする。

4. 当指針に適合する購入が確実に実施されるよう、利害関係者と協力するとともに、必要な働きかけを行うものとする。

第3 適用範囲

1. 当会で使用する物品

2. 当会の会員に対して、本指針に従った物品の購入を積極的に推奨する。

以上